

大分県報

令和四年
号外（五〇）
七月八日

（金曜日）

目次

公 告

競争入札参加者の資格に関する公示……………一
一般競争入札の実施……………二

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和四年七月八日

一 調達をする特定役務の種類

大分県庁舎清掃業務等

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を過し

ていない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。）

(六) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六二

3 申請の時期

令和四年七月八日から同月二十五日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

令和四年七月八日

大分県報号外（公告）

一

| | |
|---|---|
| <p>1 有効期間 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続 令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請（隔年七月に申請受付）により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合 (三) 競争入札参加資格審査申請書（変更届を含む。）又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和四年七月八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 特定役務の種類 大分県庁舎清掃業務等委託 (2) 委託期間 令和四年10月1日から令和七年9月30日まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約） (3) 対象施設</p> | <p>大分県庁舎（本館・新館・別館・車庫棟・県警特殊車両車庫・公用車駐車場） 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、建築物清掃業務のA級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 (6) 契約書に定める資格者を現場代理人（常駐）として選任できる者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を令和四年七月八日（金）午前9時から同年八月17日（水）午後5時までに行うこと。</p> |
|---|---|

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和4年8月17日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2階）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

4 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和4年7月8日（金）から同月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所

大分県ホームページより申請書類をダウンロードすること。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2F）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2962

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和4年8月19日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。

6 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

8 物品等電子入札システムの入力日時等

(1) 入札書提出期間 入札参加承認の日から令和4年8月18日（木）午後5時まで
(2) 入札金額 消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。
(3) 注意事項 大分県から入札参加承認時に電子メールにより送信される「入札参加通知」に記載されている6桁の認証番号が必要である。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2F）
(2) 提出期限 令和4年8月18日（木）午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。

10 物品等電子入札システムによる開札

(1) 開札場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2F）

(2) 開札日時 令和4年8月19日（金）午前10時00分

11 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。2回目以降の再度入札を行う場合も同様とする。

12 入札保証金に関する事項

免除とする。

13 契約保証金に関する事項

免除とする。

14 契約保証人に関する事項

契約の履行を担保するため、知事が適当と認めた契約保証人を1人立てること。

15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの
(2) 入札に関する条件に違反したもの

| | |
|--|---|
| <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>16 低入札調査基準価格の設定 有</p> <p>17 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したのうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、大分県庁舎等清掃業務委託に係る低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い落札者を決定すること。</p> <p>低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>※ 低入札価格調査制度事務処理要領については、大分県ホームページに掲載するので、事前に確認すること。</p> <p>18 その他</p> <p>(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。</p> <p>(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>19 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管理財調庁舎管理班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2961～2963</p> <p>20 Summary</p> | <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services</p> <p>(2) Fulfillment period 1 October, 2022 – 30 September, 2025</p> <p>(3) Fulfillment Place Oita Prefectural Government building</p> <p>(4) Time limit for tender 10:00 am, 18 August, 2022</p> <p>(5) Contact office for contract Government Buildings Management Section Property Management Division Accounting Bureau 3-1-1 Ohte-Machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2961～2963</p> |
|--|---|